

**京都市創業・イノベーション拠点「淳風 bizQ」(元淳風小学校)
入居企業募集に係るQ&A (よくある質問)**

<目次>

NO	内容
(元淳風小学校について)	
1	元淳風小学校の情報を教えてほしい。
2	「耐震性が低い」とあるが、使用開始までに耐震補強工事などを行う予定はありますか。
(応募資格について)	
3	会社設立前(創業予定の個人)であるが、応募することは可能ですか。
4	団体とは何ですか。任意の団体や組合組織でも応募が可能ですか。
5	NPO法人や一般社団法人であるが、応募することは可能ですか。
6	申請条件にある、「創業10年未満」とはいつの時点での計算となりますか。
7	創業日は何で確認しますか。
8	市外の事業者でも申請可能ですか。
9	本社を移転する必要がありますか。
(応募書類について)	
10	京都市内と京都市外、どちらにも事業所を持っている場合、納税証明書は京都市内、京都市外どちらも必要となりますか。
11	納税証明書はどうすれば入手できますか。
12	登記事項証明書はどうすれば入手できますか。
13	提出書類に不備があった場合は、連絡がもらえますか。
14	申請書の郵送は消印有効ですか。
15	申請書を事務局に持ち込んでも良いですか。
16	採択事業者の選定は先着順ですか。
17	創業したばかりで提出できる決算書がなく、納税証明書も発行できないのですがどうすれば良いですか。
(現地見学について)	
18	遠方のため、現地見学会に参加できませんが、応募は可能ですか。 また、日程都合により、現地見学会に参加できませんが、別日を設定いただけますか。
(審査について)	
19	入居者はどのように決定されるのか。
20	面談(2次審査)日程は、いつ通知がありますか。
21	面談(2次審査)に出席できないが、申請は可能であるか。
(施設の費用について)	

22	本入居に係る主な費用について教えてほしい。
23	施設負担金とは、 といった費用ですか。
24	京都市創業・イノベーション拠点運営協議会費とは、 といった費用ですか。
25	町内会への加入は必要ですか。
26	施設の使用料は、 一括払いですか、 分割払いですか。
(施設の使用について)	
27	施設区画での登記は可能ですか。
28	施設の利用時間に制限はありますか。土日祝の利用や24時間利用などは可能ですか。
29	次のような行為は可能ですか。 ・ カフェコーナーなど、 飲食エリアを設置すること ・ 物品の販売など ・ 会員制・コワーキングなどにして費用を取ること
30	間仕切りは、 天井まで仕切ることが可能ですか。どの程度までのリノベーションが許可されますか。
31	重量のある什器・設備を設置したいのですが可能ですか。
32	置いてある什器はそのまま使用してもよいですか。
33	グラウンドや体育館は利用できますか。
34	水回り(蛇口・シンクなど)は設置されますか。
35	水道水を飲むことは可能ですか。
36	100A以上の電源を通すことは可能ですか。
37	インターネット環境について教えてください。
38	駐車場・駐輪場(自転車・バイク等)について、 教えてください。
39	荷物の搬入/搬出などの際に一時的に車両を駐車できるスペースはありますか。
40	防犯(セキュリティ)などの設備はどのようになりますか?火災保険等はどのようになっていますか?
41	空調や照明は、 入居者での設置が必要ですか。
(入居期間について)	
42	使用期間が令和6年度末までの理由を教えてください。
43	令和6年度末まで使用可能とのことであるが、 3箇月程度でも申請は可能ですか。
44	複数年契約をすることはできますか。
(その他)	
45	交流スペースはといったスペースなのでしょうか。
46	京都市創業・イノベーション拠点運営協議会とは何ですか。
47	入居者向けに、 支援メニュー等がありますか。
48	本施設には、 管理者やインキュベーションマネージャーは常駐するのですか。
49	バリアフリー対応していますか。
50	施設の清掃はされますか。

1 元淳風小学校について

Q 1 : 元淳風小学校の情報を教えてほしい。

A : 元淳風小学校は、平成29年3月に147年間の歴史に幕を下ろし、閉校となりました。現在は、地域の皆様の利用スペース等として活用されております。

<学校全体の情報>

※今回、提供する区画は、学校の一部となります。指定区画以外は使用できませんので、御注意ください。

○住所（下京区大宮通花屋町上ル柿本町609-1）

○面積：7,258㎡（校舎：3,833㎡，運動場等：3,425㎡）

用途	延床面積	建築年	構造	階数	耐震性	
					(IS値)	改修等
校舎	3,761㎡	S6	RC	地上3	0.30	未改修
体育館等	557㎡	S59	RC	地上1	—	新耐震
その他	プール，プール専用付属室，給食室，倉庫等					

(参考)・ $I_s < 0.3$ …倒壊または崩壊する危険性が高い

・ $0.3 \leq I_s < 0.6$ …倒壊または崩壊する危険性がある

・ $0.6 \leq I_s$ …倒壊または崩壊する危険性が低い

Q 2 : 「耐震性が低い」とあるが、使用開始までに耐震補強工事などを行う予定はありますか。

A : 本事業は、令和7年3月末までの間に学校跡地の暫定活用するものであり、本事業の間、耐震補強工事を行う予定はありません。あらかじめ御了承のうえ、お申し込みください。

2 応募資格について

Q 3 : 会社設立前（創業予定の個人）であるが、応募することは可能ですか。

A : 創業予定者（個人事業主含む）でも申請可能ですが、令和3年12月末までに市内に事業拠点を設け、法人登記（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人）が必要です。

Q 4 : 団体とは何ですか。任意の団体や組合組織でも応募が可能ですか。

A : 本事業における団体とは、特定非営利活動法人、社団法人、又は、財団法人となります。

Q5：NPO法人や一般社団法人であるが、応募することは可能ですか。

A：NPO法人や一般社団法人は、募集要領に記載する応募資格(2)、(3)の団体に該当します。社会課題の解決を目的とした事業等、各要件を満たしている場合、申請可能です。

Q6：申請条件にある、「創業10年未満」とはいつの時点での計算となりますか。

A：申請日（申請書記載の日付）とします。ただし、令和3年8月6日より前の日付での申請はできません。

Q7：創業日は何で確認しますか。

A：法人登記事項証明書の「会社成立の日」を創業日とみなします。

Q8：市外の事業者でも申請可能ですか。

A：市外の事業者でも申請可能ですが、令和3年12月末までに市内に事業拠点を設け、法人登記が必要です。

Q9：本社を移転する必要がありますか。

A：本社を移転する必要はございません。

3 応募書類について

Q10：京都市内と京都市外、どちらにも事業所を持っている場合、納税証明書は京都市内、京都市外どちらも必要となりますか。

A：京都市の納税証明書のみご提出ください。

Q11：納税証明書はどうすれば入手できますか。

A：京都市内の方については、関連URL (<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000151609.html>) をご参照いただくか、事業所が所在する行政区の区役所・支所の市民窓口課、出張所にお問合せください。また、京都市外から申請する場合は、事業所が所在する行政区の区役所・支所の市民窓口課、出張所にお問合せください。

Q12：登記事項証明書はどうすれば入手できますか。

A：お近くの登記所（法務局、支局、出張所）で入手できるほか、オンラインでの入手も可能です。

Q13：提出書類に不備があった場合は、連絡がもらえますか。

A：原則、事務局から連絡はいたしませんので、必ず事前に申請書一式に漏れがないかご確認ください。なお、提出書類の不備があった場合は、審査対象外となる場合がありますので、予めご了承ください。

Q14：申請書の郵送は消印有効ですか。

A：消印有効ではなく、締切日必着となります。締切日である令和3年8月25日（水）午後5時以降は、申請書の受理はできません。

Q15：申請書を事務局に持ち込んでも良いですか。

A：申請書等の提出書類は、持参又は郵送によりご提出ください。書類を持参いただいた場合でも、その場で申請内容や不備のチェックはできかねますので、予めご了承ください。

Q16：採択事業者の選定は先着順ですか。

A：先着順ではありません。受付期間終了後に、審査を行い、入居者を決定します。

Q17：創業したばかりで提出できる決算書がなく、納税証明書も発行できないのですがどうすれば良いですか。

A：「創業間もなく決算書がない」、「固定資産を有していないため固定資産の納税証明書が発行できない」等の理由があれば、決算書や納税証明書のご提出は不要です。なお、申請時に必要書類のご提出がない場合は、その理由を確認させて頂く場合があります。

4 現地見学について

Q18：遠方のため、現地見学会に参加できませんが、応募は可能ですか。

また、日程都合により、現地見学会に参加できませんが、別日を設定いただけますか。

A：本物件は、昭和初期に建設された小学校を活用しますので、一般のオフィスビルとは設備が大きく異なるため、申請前に一度は現地に来ていただく必要がございます。

施設見学会日程にどうしても都合が合わない場合は、別日等の調整を考えますが、多数の間合せがあった場合等、対応できかねる場合がございます。可能な限り、見学日にご参加いただきますよう、ご協力をお願いします。

5 審査について

Q19：入居者はどのように決定されますか。

A：申請書をご提出いただいた後、協議会において、書類審査（一次審査）及び面談（2次審査）を行い、入居者を決定します。

Q20：面談（2次審査）日程は、いつ通知がありますか。

A：面談は、令和3年9月中旬に実施する予定です。書類審査を通過した者に対して、令和3年9月上旬～中旬に、具体的な日時等を電子メールにより通知します。

Q21：面談（2次審査）に出席できないが、申請は可能であるか。

A：面談には、必ず参加いただかなければなりません。実施手法（オフライン・オンライン等）については、検討中であるため、書類審査の通過者への連絡の際に、改めて通知します。

6 施設の費用について

Q22：本入居に係る主な費用について教えてほしい。

A：使用料、施設負担金に加えて、光熱水道費、通信費、京都市創業イノベーション拠点運営協議会年会費（5万円）、町内会費を負担いただくこととなります（使用料及び施設負担金の料金は、募集要領を参照ください）。

Q23：施設負担金とは、こういった費用ですか。

A：最低限の当初施設整備費及び機械警備やトイレの清掃、ごみ収集等、施設の維持管理に必要な経費です。

Q24：京都市創業・イノベーション拠点運営協議会費とは、こういった費用ですか。

A：淳風 bizQ の交流スペース活用や協議会 WEB サイト運営等、本事業の運営に必要な経費です。

Q25：町内会への加入は必要ですか。

A：本事業は地域に根付いた取組みを目的としているため、町内会（堀之上町）に加入いただきます（別途、会費が必要です）。ただし、地域の行事（夏まつりや運動会等）への参加は任意です。積極的なご参加をお願いします。

Q26：施設の使用料は、一括払いですか、分割払いですか。

A：分割払いのご相談にも応じますが、原則は一括払いです。その他、光熱水費等の支払方法は入居者決定後にお伝えします。

7 施設の使用について

Q27：施設区画での登記は、可能ですか。

A：可能です。

Q28：施設の利用時間に制限はありますか。土日祝の利用や24時間利用などは可能ですか。

A：土日祝日の利用に制限はありません。

ただし、地域の行事がある場合（年に数日）は、動線等の調整をお願いすることがあります。また、利用時間の制限もありませんが、近隣への御配慮をお願いします。深夜・早朝（おおむね午前0時頃から6時頃まで）の活動は、極力お控えください。

Q29：次のような行為は可能ですか。

- ・カフェコーナーなど、飲食エリアを設置すること
- ・物品の販売など
- ・会員制・コワーキングなどにして費用を取ることに

A：淳風 bizQ は、消防法上の「事業場」（消防法施行令 別表第1(15)「前各号に該当しない事業場」）として利用していただくこととなりますので、業として営まれる飲食店・店舗としては利用できません。また、「会員制などにして費用を取ることに」は、「転貸」として、目的外使用許可の禁止事項（募集要領6⑥ア 参照）に該当するため、利用できません。

【その他の禁止例】

- ・不特定多数の方が、学校及び各区画に訪れる事業（交流スペースの活用は除く） 等

Q30：間仕切りは、天井まで仕切ることが可能ですか。どの程度までのリノベーションが許可されますか。

A：関係法令により、密閉空間を作るような形での間仕切りはできません。

また、募集要領（6使用条件）のとおり、使用終了後の「現状復旧」が原則となるほか、躯体強度への信頼性が低いため、躯体への穴開けや打ち込みは禁止しております。

使用終了後に「現状復旧」ができる範囲であれば必要に応じて、内装の変更を可能としますが、事前に協議会の了承を得ることが必要です。

パーテーションや什器・設備等の設置等、一般的な設備の追加は問題ありません。

Q31：重量のある什器・設備を設置したいのですが可能ですか。

A：古い建物になりますので、重量のある什器・設備は設置できません。床の耐荷重はわかりかねますので重量のある什器・設備の設置をお考えの方は、事前に事務局へご相談をお願いします。

Q32：置いてある什器はそのまま使用してもよいですか。

A：教育委員会の所有物になりますので、机やロッカー等を使用されたい場合は、事務局へご相談ください。黒板や教壇は、そのまま使用いただけます。

Q33：グラウンドや体育館は利用できますか。

A：グラウンドや体育館は地域の方が優先して利用しますので、入居者が利用することはできません。

また、入居スペースや交流スペース、トイレなど、決まったエリア以外を利用することもできません。

Q34：水回り(蛇口・シンクなど)は設置されますか。

A：小学校の手洗い場をご利用いただきます。新たに水回りを追加設置する予定はありません。

Q35：水道水を飲むことは可能ですか。

A：飲料用としての水質検査を行っていないため、飲料用としては、利用できません。

Q36：100A以上の電源を通すことは可能ですか。

A：現状の設備環境では、困難です。各設備の電力量として約50A（100V計算）を確保しておりますので、50A以内でのご利用をお願いします。

Q37：インターネット環境について教えてください。

A：協議会において、NTT西日本の光回線の各部屋への導入工事まで行いますが、月々のインターネット料金は入居者負担になります。

また、入居者が直接プロバイダと契約をしていただくことになりますので、具体の仕様やプランは、入居決定後に選択してください。

(参考) インターネット月額使用料@5,400円 + プロバイダ料

※光電話は上記+約500円で設置可能

Q38： 駐車場・駐輪場(自転車・バイク等)について教えてください。

A： 駐車場はございません。駐輪場は、玄関前スペースをご利用いただく予定ですが、台数に制限を設ける可能性があります。なお、当該スペースに、屋根はありません。

Q39: 荷物の搬入／搬出などの際に一時的に車両を駐車できるスペースはありますか。

A： 荷物の搬出入でご利用いただける車両の駐車スペースは確保できます。

その場合、小学校の施設管理者との調整が必要となりますので、事前に事務局へご相談をお願いします。

Q40： 防犯(セキュリティ)などの設備はどのようになりますか？火災保険等はどのようになっていますか？

A： セキュリティは、各教室にシリンダー錠及びセコムによる機械警備（人感センサー）を設置しますが、門や学校の入口等には、南京錠や一般の鍵のみとなり、機械警備は入りません。各自の責任により、戸締りや管理等をお願いします。

なお、火災保険等をご自身で契約をお願いします。

Q41： 空調や照明は、入居者での設置が必要ですか。

A： 各教室に1台の空調を協議会が設置します。また、照明は既存の電灯をご利用いただくこととなります。照明等を増加する場合は、募集要領（6使用条件）の禁止事項に該当しないか確認し、申請の上、設置工事をお願いします。

なお、コンセントを通じて設置する照明器具の設置は、申請不用です。

8 入居期間について

Q42：使用期間が令和6年度末までの理由を教えてください。

A：地域にも愛された大変趣のある建物ですが、建物の耐震性に不安があるため、暫定活用として一定期間の使用を予定しています。

Q43：令和6年度末まで使用可能とのことであるが、3箇月程度でも申請は可能ですか。

A：使用期間が3箇月以上であれば可能です。

ただし、引っ越し等の入居準備は使用許可期間の開始後に行っていただくことになります。また、退去時には原状回復する必要がありますので、これらに要する期間を念頭に入居期間を定めてください。

Q44：複数年契約をすることはできますか。

A：本事業は行政財産の目的外使用許可という手法で教室を使用していただくことになります。よって、最長の許可期間は1年になり、当該許可手続きは、1年後となります。

複数年のご利用を希望される場合は、目的外使用許可の更新手続きをしていただくことになりますが、最終的には、令和6年度末に退去していただくことになります。

9 その他

Q45：交流スペースはどういったスペースなのでしょうか。

A：イベント、セミナー、ワークショップなどが開催できる多目的スペースです。本事業の趣旨に合うイベントなどに活用します。ただし、具体的な実施方法、時期、内容等については、事前に協議会との調整・承認が必要です。アルコールの提供をはじめ、ケータリング等を使用した交流会は原則禁止です。

(使用例)

起業家育成講座、学生と企業／企業間のマッチングイベント、スタートアップピッチ、地域住民対象のプログラミング教室など

Q46：京都市創業・イノベーション拠点運営協議会とは何ですか。

A：同事業の実施に当たり、民間事業者や支援機関等の幅広い視点を取り入れつつ、効果的に事業を実施するため、令和元年10月に立ち上げた協議会（任意団体）です。正会員は、京都市、京都大学、（公財）京都高度技術研究所（ASTEM）及び民間事業者（京都市リサーチパーク株式会社、Monozukuri Ventures、フェニクシー、プラグアンドプレイ、（一社）リリースとなります。

Q47：入居者向けに、支援メニュー等がありますか。

A：京都市や京都高度技術研究所によるビジネス相談や金融機関等の紹介をはじめ、入居企業の活動状況の発信、協議会会員が主催するイベントの案内等を行います。

Q48：本施設には、管理者やインキュベーションマネージャーは常駐するのですか。

A：本施設には、管理者を含めスタッフは常駐しません。

Q49：バリアフリー対応していますか。

A：エレベーターは設置しておらず、昭和初期の建物であるため、バリアフリー対策が十分ではありません。入居される前に現地見学をしていただき、ご確認ください。

Q50：施設の清掃はされますか。

A：入居者が使用する専有区画の清掃は入居者でお願いします。共用部分とトイレの清掃は週1～2回行います。